

## 『川崎警察署文書』にみる高等警察のあり方

伊 東 富 昭

### はじめに

『神奈川県史』編纂過程で発見された『川崎警察署文書』は、まず内田修道によって『県史』通史編四「第三章 議会政治の発足と県政」の中で紹介された。その後、京浜歴史科学研究会のメンバーにより、月一回行われる「神奈川県史」を学ぶ会の例会を利用して、約三年間を掛けて解読がなされ、一九九一年に『京浜歴史科研年報』第五号の特集「川崎警察署文書・帝国議会開設・町村制施行直後の地域と民衆」の中で全文翻刻を試みた。

すでに本文書を利用した研究としては、京浜歴史科研が一九八九年の総会記念行事として催した公開シンポジウムでの報告を元に、植山淳「川崎警察署文書」をめぐって<sup>(1)</sup>、新井一弘「近代初頭の川崎町とその周辺」<sup>(2)</sup>にまとめられ、さらに植山によって、地域民衆の動向に視点を置いた「市制・町村制下の民衆像―川崎警察署文書から―」<sup>(3)</sup>として整理された。また植山の整理を土台にして、高校での投げ込み授業の実践をまとめて文章化した拙稿「川崎警察署文書」にみる第一回衆議院議員総選挙<sup>(4)</sup>も発表している。

### 一 報告方法

ここでは『川崎警察署文書』に綴られた報告書類から、高等警察関係の報告が実際、どのようになされていたのかを検討してみたい。

まず『川崎警察署文書』に綴じ込まれている書類は、若干の関連文書が混在しているものの、川崎分署長から神奈川県警部長への報告書と高等警察に関わる費用の請求書・領収書から成っている。

当時の川崎分署長は、四月三十日まで警部岡田宗直の名がみられ

るが、五月十二日の報告のみ川崎分署長代理警部黒河内良となっており、その後、五月十七日からは警部梶田定吉が勤めている。黒河内は後、六月三日付けの「秘橘乙第八十二号」で橋樹郡警察署長として登場してくるので、五月の川崎分署長代理はこれとの兼任ではなかったかと推測しうる<sup>(4)</sup>。ただし四月十六日「秘橘乙第四十五号」と四月十八日「秘号川四三〇号」では、橋樹郡警察署長は田中英一となっている。これらから四月から五月にかけて、たぶん五月一日付けをもっての人事異動が行われていたと考えて良からう。

また報告を受ける警部長は一貫して高橋仲次である。一八八六（明治一九）年七月十二日公布の地方官官制第三十条に示された「各府県二警察本部ヲ置キ（中略）警部長ヲシテ其長ニ充テ」という規定から、高橋が神奈川県警察本部の長であったことが分かる。

報告書類には「秘川乙第何号」という番号がふられている。以下に各号の日付と表題にみられる報告の種類をいくつか並べてみよう。欠番となっているのは元々綴りから欠落しているものである。また第九六号以下、並びが逆になっている部分もあるが、便宜上、並べ替えた。何ヶ所か番号が逆転しているのは、同日付けの報告書類を綴じ込む時に、単に重ね方を誤ったためと思われる。

秘川乙第 八八号	九月 八日	請求書
秘川乙第 八九号	九月 八日	領収書
秘川乙第 九〇号	九月 十二日	定期通報
秘川乙第 九壹号	九月 十六日	臨時通報
秘川乙第 九二号	九月 廿二日	定期通報
秘川乙第 九三号	九月 三十日	政談演説会監臨景況上申

秘川乙第 九四号	十月 二日	定期通報
秘川乙第 九五号	十月 九日	臨時通報
秘川乙第 九六号	十月 十日	政談演説会監臨報告
秘川乙第 九八号	十月 十日	領収書
秘川乙第壹〇〇号	十月 十二日	定期通報
秘川乙第壹〇壹号	十月 十二日	定期通報
秘川乙第壹〇二号	十一月 二日	定期通報
秘川乙第一〇三号	十一月 二日	(警察暗号符紙領収)
秘川乙第壹〇四号	十一月 十日	請求書
秘川乙第壹〇五号	十一月 十日	領収書
秘川乙第壹〇六号	十一月 十二日	定期通報
秘川乙第壹〇七号	十一月 廿一日	臨時通報
秘川乙第壹〇九号	十一月 廿二日	定期通報
秘川乙第壹壹〇号	十二月 二日	定期通報
秘川乙第壹壹壹号	十二月 六日	臨時通報

まず基本的に川崎分署長梶田は「定期通報」として「二」の日に報告を出していることが認められる。ちなみに梶田の前任者、岡田・黒河内の時は、同じ「二」の日ではあったが、名称は「定時報告」となっていた。ただし十月二十二日の報告は見られず、欠番でもないことから、必ずしも「二」の日に定期報告を提出する必要はなかったのかも知れない。また十月十二日のように同日中、二回提出することもあったようだ。

この「定期通報」の間に必要事項があれば「臨時通報」として随時報告がなされたと考えられる。九三号・九六号は政談演説会の臨検筆記である。「秘川乙第五六号」にも見られるが、特に「臨時通報」とは銘打たなかつた模様である。

一〇三号では「警察暗号」などと、まさに高等警察的色彩を感じさせるものが登場しているが、このような事務連絡的な報告は「定期報告」と別になされていたことも伺われる。

## 二 必要経費

高等警察費の請求及び支払日は、岡田時代に四月三十日、すなわち月末という一例があるが、梶田の時にはすべて、日こそ一定しないが、各月の上旬となっている。岡田の場合、転勤に伴う措置ということが考えられよう。ちよつと不審に思われるのが、「請求書」と「領収書」が同日付けになっている点である。普通は、いくら必要経費が掛かったか請求した後、時日をおいて、その金額が支払われるのではないのだろうか。ただ内容が機密性を要するものなので、支払う側の警部長と請求者との信頼関係のもと、事前に用意されていた現金から、警部長の判断で即座に支払われていた、ということも考えられる。この場合、請求者が警察本部に向いて、警部長から直接受け取らなければならない、ということになる。

「支出明細書」が「請求書」に付けられている(十月分のみ「領収書」に付属。「秘川乙第九八号」)。一例を挙げてみよう。請求額「金参円」の内訳として、次のようである(「秘川乙第壹〇四号」)。

一金壹円也

右ハ明治廿三年十月中高等警察探偵事件ニ巡查石井亥吉及久下光廣ノ兩名ヲ使役シタルニ付キ其際消費シタル実費ニ付両名ハ五十銭ツ、下付ス  
一金貳円也

右ハ本官ニ於テ高等警察事件ニ付消費シタルモノ也

高等警察機密費として請求・領収している金額は、他の月もすべて三円である。実際の費消とは関係なく、毎月、川崎分署長には三円が予算配当されていたのではないだろうか。石井・久下らの巡查を高等警察関係の探偵に使役しており、それに掛かった実費として各五〇銭を渡していたことが分かる。ただし、それを真の「実費」と考えることはできないだろう。この月には、残金二円が「本官」、すなわち梶田個人が高等警察関係で使用した金額とみることができ、他の月では、使役した巡查が石井・久下以外にもいて(五月、中村豊吉、「秘川乙第三七号」)。七月、上原善七、「秘川乙第七六号」。

それぞれに一円づつ支払われている) 梶田が使える金額が一円に減つてしまつてゐる。巡查らへの支給は、一ヶ月間の特別手当と考えた方が妥当かも知れない。

十一月になると久下に代わつて角田錬治が五十銭を支給されている(「秘川乙第壹巻七号」)。それによつて角田も高等警察に従事していたことが明確になる。しかし彼はその前に、十月三日の夕刻、川崎町堀ノ内で行われた政談演説会の筆記者を勤めている(「秘川乙第九六号」)。その働きからすれば、その手当が前掲十月分の高等警察機密費に含まれても良さそうだが、明記されていない。同様に九月二十七日の政談演説会での筆記者であつた巡查土佐熊蔵(「秘川乙第九三号」)にも手当が支給された確証はない(「秘川乙第九八号」)。これら政談演説会の筆記者及び臨検者の活動費は、梶田の費消分から出されているのだろうか。それとも、そうした臨検・筆記という仕事は、もともと一般の警察事務に属することで、高等警察の範疇には含まれなかつたものなのだろうか。

それにしても、警察分署長としての費消費目が明確でないのは問題にならないのだろうか。「秘川乙第二二号」には「金壹円 警部岡田宗直政党ニ費消ス」などと見られる。いったい政党に対してどのような使い方をしたのだろうか。政党の動向を探索したというのなら、何ら問題はないのだろうか。

地方官官制第三十一条では「府県内各郡区ニ警察署一箇所ヲ置キ警察署ノ下其部内ニ於テ警察分署ヲ配置シ警察署ハ警部ヲ以テ其長ニ充テ警察分署ハ便宜警部又ハ警部補ヲ以テ之ニ充テ部内ノ高等警察行政警察及司法警察ヲ掌リ法律命令ノ励行ヲ監督ス」として、その対象に八項目を挙げている。高等警察関連の事項としては、最後の八番目が「政治ニ関スル結社集会新聞雑誌函画及其他ノ出版ニ関スル事項」(5)となつており、やや軽んじられているのかとも思われるが、第二十八条に示された警部長の職務四項目では一番目に「管内高等警察ノ事」となつてゐるので、基本的には最重要視されてゐたとも考えられよう。

### 三 制度との照合

高等警察関係の事務規定が初期の段階でどのように規定されていたかは定かではないという(6)。一八八六(明治十九)年五月三日に改正された「機密通報内則」(内務省訓令第二一四号)では「機密通報」を「定期通報」と「臨時通報」の二種類に分類している。「定期通報」は毎年、四・七・十・一月の四回、「庁府県長官ヨリ内務大臣ニ通報スベシ」とされており、その内容として以下の五項目が挙げられている。

- 一、政党集会演説会ニ関スル景況。
  - 二、人民ノ動靜。
  - 三、法律規則發布若クハ改正ニ依リ実施上ノ効果成績。
  - 四、宗教ニ関スル景況。
  - 五、以上各項ノ外警察上ニ関スル要件。
- そして「臨時通報」については次の十一項目を挙げ、「事ノ緩急ニ依リ電信又ハ郵便」によつて同じく内務大臣に「申報」する事とされている。
- 一、国事犯ヲ捕拿シ、又ハ其陰謀ヲ探知シタルトキ。
  - 二、兇徒聚集若クハ其ノ模様アルトキ。
  - 三、演説集会ニ於テ臨監官ニ抵抗暴行シタルトキ。
  - 四、政党・政社等ニ異状アルトキ。
  - 五、懇親又ハ請願等ニ托シ異状ノ結合ヲ為シ、若クハ其模様アルトキ。
  - 六、政党・政社ヲ創立シ又ハ隠然結盟シ或ハ解散シタルトキ。
  - 右ハ警視禁止ノ言渡シヲ為シタルトキ。
  - 七、演説禁止ノ言渡シヲ為シタルトキ。
  - 八、政治ニ関シ遊説ノ為旅行スルモノアルトキ。
  - 九、政党・(政)社加入又ハ除名等ノ者アルトキ。
  - 十、紙幣贗造犯ヲ捕拿シ又ハ探知シタルトキ。
  - 十一、外国人ノ内国人ニ対シ、又ハ内国人ノ外国人ニ対シ暴行シタルトキ。

さらに第十項を除いて、「各項ノ區別ニ從ヒ庁府県長官交互ニ通報スベシ」とされている。

ここで内務大臣への報告義務を課されている「庁府県長官」とは、県レベルでは知事ということになろう。地方官官制では知事が警察を統括することになってはいるが、実際に警察実務を担当しているのは警察本部の責任者である警部長である<sup>(7)</sup>。それ故、県内警察各署からの報告をまとめ、内務大臣への報告書を整えるのは彼等警部長の仕事ということになるのではなからうか。

以上を『川崎警察署文書』に当てはめて考えてみよう。川崎分署長から月三回の定期通報と何回かの臨時通報を受けた神奈川県警部長は、それらをまとめて少なくとも年四回の「定期通報」を知事を通じて、内務大臣に対して出しているであろう。その際、提出される書類は、改めて警部長がまとめ直したもので、そのみ報告するのか、あるいは別に各警察署長からの報告書も添付されるのか、不明確な点が多い。これらの説明には、実際の内務大臣への報告書類の検討が必要である。「内則」の第七条に「機密ニ属スル文書ハ二重封親展トシ、郵便ハ必ず書留タルベシ。其電報ハ警察暗号ヲ用フベシ」とある。これを見た限りでは、『川崎警察署文書』の様なものがそのまま内務大臣の元に届けられるとは到底考えられない。

また各警察署長からの報告の仕方については、各県レベルでの細則が存在するとすれば、それを検討することが望ましい。「神奈川県警察史」をはじめとした各県警察史に当たると必要がある。

読んでいて気になるのが演説会における警察官の対応である。一八八〇（明治十三年）年の集會条例で警察官の臨検制が採用されたが、必ずしも無闇矢鱈に警察官の恣意的な一存で演説会を中止させていたとは思えないような規定である。報告書一枚書くのも、結構大変でかなりな覚悟が必要だったのではなからうか。警察官としても、できれば何事もなく終わって欲しいというのが真情ではなかつたらうか。

『川崎警察署文書』では警察官以外の密偵使用を示す痕跡は見ら

れない。一八八七（明治二十）年五月二十日に、警視總監三島通庸によって定められた「機密通信内規」（内訓番外）第六条には「署長ハ内使スル所ノ密偵者ヲ府外へ派出セシムル事ヲ得ズ」として登場するが、その実態は明確とは言い難い。第一回衆議院議員総選挙後の一八九〇（明治二十三年）年十月十三日には、「高等警察探偵使用内規」が、不良密偵を排除し、各署で独自に進められる探偵活動を統括する目的で定められたという。これによると「探偵者」を使用できるのは、警視庁第三局長と警察署長に限られている。神奈川県として考えてみた場合、これ以前でも橘樹郡警察署の下に位置づけられているであろう川崎分署長の権限では、警察官以外に私的に雇用した密偵を使用することはできなかったのかも知れない。

また高等警察費については、同改正「内規」に、「高等警察ノ事故ハ地勢ニ拠ツテ繁栄冷熱ノ差違アルヲ以テ、各警察署長ノ使用スル探偵者ノ数及雜費等ニ至ルマデ、一定スル能ハザルハ素ヨリ当然ナリ。然レドモ既往ハ金額ヲ以テ多寡ヲ分チタルモ、将来ハ人員ヲ以テ区別スルアリ」とあることから、改正以前は、各警察署長に高等警察費としての金額が割り当てられていたと類推できよう。それに従って、管下の分署長にも同様に割り当てが為されていたと考えるのが妥当であろう。

### おわりに

去る八月二十七日、恒例の京浜歴史科研夏の集中研究会が「地域社会と警察」と題して行われた。テキストとして取り上げられたのが、大日方純夫著『近代日本の警察と地域社会』であった。その研究会での論議が、小稿を草すきっかけを与えてくれたといえよう。

『川崎警察署文書』による授業実践も既に数年前のこととなり、自分自身の研究対象としての関心も、後景に退いていたと言える。しかし、本会で全文翻刻した後、『川崎市史』<sup>(8)</sup>が一部を掲載しており、その存在は周知のことと思う。近代日本が立憲国家として出発した初期段階での、民衆の状況を知り得る、数少ない史料である

からこそ、多様な視点からの活用が進むことを期待したい。

(二〇〇〇、一〇、三稿了)

- (1) 京浜歴史科学研究会『京浜歴史科研年報』第四号、一九九〇年一月発行。
- (2) 『京浜歴史科研年報』第七号、一九九三年一月。
- (3) 『京浜歴史科研年報』第一〇号、一九九六年一月。
- (4) 警察関係者についての考察は『京浜歴史科研年報』第五号の植山淳による「解題」によった。詳細は同稿を参照されたい。
- (5) 地方官官制に先立ち同年五月四日に公布された警視庁官制では第四十三条で「第三局ハ政治ニ関スル結社集会新聞雑誌凶画及其他ノ出版ニ関シ高等警察ノ事務ヲ掌ル」としている。
- (6) 岩波書店、日本近代思想体系「官僚制 警察」、一九九〇年刊。以下の資料は本書による。
- (7) 大日方純夫「近代日本の警察と地域社会」第二章「『帝国憲法』体制と警察」三七頁。筑摩書房、二〇〇〇年四月刊。
- (8) 資料編 3 近代、一九九〇年三月発行。

## 京浜歴史科学研究会入会案内

京浜歴史科学研究会は、次のような活動を行っています。

◎「神奈川県史」を学ぶ会——毎月一回、原則として第一土曜日の午後に、以下の学習会を実施しています。

①「幕末開港編」では、「神奈川県史 資料編10 近世7 海防・開国」を読んでいます。

②「大正・昭和編」では、「神奈川県史 資料編11 近代・現代1 政治・行政1」を読んでいます。

◎「京浜歴史科研年報」——毎月一回発行して、会員にお送りしています。研究会の記録や書評などが掲載されています。

◎「京浜歴史科研年報」——毎年一回発行して、会員にお送りしています。会員の論文などが掲載されています。

◎「歴史を歩く会」——年二回、春と秋の日曜日に実施しています。

◎「集中研究会」——年二回、春と夏に研究文献を学習する会を実施しています。

京浜歴史科学研究会は、どなたでも参加できますので、ぜひ御入会下さい。御問い合わせは、左記事務局まで御願います。入会を御希望の方は、事務局へ申し込まれるか、左記郵便振替を御利用下さい。年会費は、三〇〇〇円となっております。

### 【連絡先】 京浜歴史研究会事務局

〒二三三—〇〇〇六

横浜市港南区芹が谷五—五九—一二 大湖賢一方

電話 〇四五—八二五—三三七六

郵便振替口座 〇〇二七〇—八一—一五五三五